

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京都市長

市町村名 (市町村コード)	京都市 (26100)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地域 【下京区】七条、【南区】九条、上鳥羽、吉祥院、久世、【山科区】山科北部、山科南部 【伏見区】深草、醍醐、洛南(竹田、桃山、下鳥羽、横大路、納所、伏見、久我)、羽束師、淀、向島 【西京区】松尾、桂、川岡、大枝、大原野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、市街地に近く生産緑地やその周辺の農地において、水稻、野菜、花き、果樹、茶と多様な農業経営が行われている都市農業地帯である。消費地が近いため、農産物は市場出荷だけでなく、個人による直売（軒先販売、小売へ直納など）も多く、需要に合わせて栽培品目も多岐にわたっている。

また都市農業では、農業所得の向上、担い手の確保、都市住民の理解醸成が大きな課題であり、加えて市街化の進展により年々農地の減少が進むなか地域からの出作による農地の確保など、地域の農業を維持継承させていくための対策が必要である。

なお、各地域別の状況は別紙1のとおり。

【地域の基礎的データ】

<農家戸数>

3,596戸

<主な作物>

【水稻】水稻

【野菜】トマト、なす、とうがらし、きゅうり、えだまめ、オクラ、きやべつ、せり、だいこん、金時にんじん、いちご、はくさい、しろな、畑菜、花菜、ほうれんそう、みずな、九条ねぎ、ブロッコリー、たけのこ、新京野菜（京ラフラン）

【花き】葉ボタン、バラ、ケイトウ、モモ、ヒマワリ、カラー、各種花苗

【果樹】ぶどう（シャインマスカット、ピオーネ、BKシードレス）、柿

【茶】茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地所有者の高齢化や後継者不在により、担い手が不足するなか、Uターン転職した農家子弟をはじめとする新たな担い手の確保を目指す。また、現在の耕作者による継続的な農地利用を基本としつつ、担い手や組織等への集積・集約化を図るとともに、営農環境（施設、農道など）の点検・整備を行って、自立した専業農家を育成していく。

都市農業の利点を生かし、近隣の都市住民や企業などに様々な形で農業に参画・支援してもらい、地域農業を維持継承させていく。

○各地域の方向性は下記のとおり

<共通項目>

【担い手確保について】

- ・新規担い手が地域に転入・定着しやすい体制（ルール作り）が構築されている。
- ・農機具と農業用施設の共同化、共有化により、経営の効率化が図られている。

【市街化区域】

- ・所有者の要望確認を行いつつ、都市部の貴重な緑地空間として、農地として維持継承すべき場所と開発等の都市化すべき場所を区別していく。
- ・担い手の営農しやすい体制を構築するため、営農地周辺に集積及び集約していく。
- ・都市住民の農業への理解醸成を図るため各種取組を進めていく。

【市街化区域外（農振地域含む）】

- ・地域内の担い手を中心に農地の集積化を行っていく。
- ・担い手として農家子弟を基本としつつ、必要に応じて新たに地域外からも確保していく。
- ・作業効率化に向けて経営農地の集約化を進めていく。

○各地域に特徴的な内容は別紙2のとおり

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,663 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,663 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
市街化区域については、地域と所有者で調整を進めながら、守り継承していくべき農地を定めていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

都市農地貸借円滑化法や農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規農業者を中心に団地面積の拡大を図る。

災害等のリスク分散の観点から、団地の規模拡大に加え、団地の分散化も検討する。

農地所有者の意向掌握に努め確実に継承していく。

竹林については、管理継続可能な農地を見極め、新規就農者やボランティア、企業など多様な担い手へ集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、新たな担い手へ集積を図る。

農地所有者間においても、作業効率化を図るために農地の交換分合を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

雨水等の都市排水の流入による生産性阻害が生じている場合には、用排水路の改修や整備の対策を図る。

担い手のニーズを踏まえ、農業用施設の維持管理の省力化に向けた整備等の検討を進める。

既に圃場整備(区画整理)されている地域においては、各農業用施設(農道、用排水路、ゲート等)の定期的な点検を行いつつ、補修や更新を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農や農外参入者等の受入れ促進エリアを選定し、支援体制等で行政機関と連携しながら新たな担い手を育成していく。

新たな担い手が定着しやすいよう、地域のルールの見える化を行う。

地域が市やJAと連携し、農地の情報の収集・共有に努め、農外からの参入も含めた新たな担い手への集積を行う。

高い技術を有する農家により、担い手への相談対応や技術指導を行える体制づくりを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での作業受託の集約や農機具の共同利用化など、担い手が農業を維持できる仕組みづくりを地域と関係機関が連携して構築する。

地域住民が農業を支援・参加できるシステム作りを行う。

竹林管理を受託可能な組織または体制の構築を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、関係機関と連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②化学農薬及び化学肥料の使用量の低減による栽培体系を構築する。

③地域として、担い手農家が進めようとするスマート農業の取組に協力するなど、地域の農業に携わる者が連携し、スマート農業の導入を進める。

④水稻作に活用される見込みがない農地については、農地の利用状況を考慮しつつ、畠地化を推奨していく。
輸出に関して先進的に取り組まれている農家等の情報収集・共有に努める。

⑤農地の高収益化を図る観点から、果樹栽培を振興するとともに、果樹を栽培する農地の団地化を図る。

⑦関係機関と連携し、適正な農地の維持管理を継続するとともに、遊休農地の発生を抑制する。

⑧担い手農家等の利用状況等を考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の効率的な利活用を進める。

⑩竹及び竹林の新たな活用法について検討を進めていく。

注:本様式における数値は「京都市農林統計資料」から引用